

防府市消防における訓練時安全管理要綱

昭和60年 8 月 1 日制定

(目的)

第1条 この要綱は、防府市消防安全管理規程（昭和60年消防本部訓令第3号）第10条に基づき、訓練時の安全管理に関する必要事項を定め、事故防止に努めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 部分訓練とは、隊員としての基本的な行動技術、器具等の操作、取扱いを目的とした訓練をいう。
- (2) 基本訓練とは、自己隊の基本的な活動を主体とした訓練とし、各隊員間の任務分担の自覚と連携、行動、操作技術を目的とした訓練をいう。
- (3) 活動訓練とは、自己隊の任務遂行及び他隊との連携要領並びに各種資機材の活用による複合的な消防活動技術の向上を目的とした訓練をいう。
- (4) 大規模訓練とは、消防署及び出張所にまたがり実災害に即した訓練想定に基づき実施する訓練等で、次に掲げるものとする。
 - ア 林野火災防御訓練
 - イ 文化財火災防御訓練
 - ウ 工場火災防御訓練
 - エ 特定対象物火災防御訓練
 - オ NBC災害（テロ災害を含む）対応訓練
 - カ 集団救急等訓練
 - キ 爆弾テロ災害対応訓練
 - ク 実火災訓練
 - ケ その他訓練
- (5) 通常訓練とは、部分訓練、基本訓練、活動訓練をいう。
- (6) 統括訓練指揮者とは、署長若しくは副署長をいう。
- (7) 統括安全主任者とは、中隊長若しくは小隊長をいう。
- (8) 大規模訓練安全主任者とは、小隊長若しくは分隊長をいう。
- (9) 大規模訓練安全副主任者とは、分隊長をいう。

- (10) 訓練指揮者とは、中隊長、小隊長若しくは分隊長をいう。
- (11) 安全主任者とは、本署にあっては、中隊長若しくは小隊長。中隊長、小隊長不在の場合は分隊長。出張所にあっては、小隊長。小隊長不在の場合は分隊長をいう。
- (12) 安全副主任者とは、本署にあっては、小隊長。小隊長不在の場合は分隊長若しくは次席。出張所にあっては、分隊長若しくは次席をいう。

(訓練の計画実施)

第3条 消防長又は所属長は、訓練を安全確実に実施できるよう月間及び年間計画を作成し計画的に実施するように努めなければならない。

(所属長の責務)

第4条 消防本部にあっては、消防総務課長、消防署にあっては署長（以下「所属長」という。）は、消防における訓練の重要性を十分認識するとともに、安全管理の責任者として訓練時の事故防止に努めなければならない。

(訓練指揮者等)

第5条 訓練指揮者等は訓練の指揮と安全を確保するため、安全主任者を配置し、訓練全般の進行状況及び隊員の行動を常に掌握する。訓練時における安全管理体制は次のとおりとする。

- (1) 訓練時における安全管理の主体は、各級指揮者及び隊員であり、基本的には災害活動時の指揮系列に準じて行われるのが原則である。
- (2) 訓練時には計画段階から、施設、場所、環境及び資機材等について事前に点検や確認を行い、管理責任のもとに指導体制を確立する。
- (3) 計画段階から安全管理上の障害を排除し、排除できない部分については、安全用資機材の活用や安全主任者等を配置して万全の体制で実施する。
- (4) 実施結果から見た達成度合の検討及び問題点の反省を行い、次回訓練、更には災害活動時の安全管理に反映させていく体制を確立する。

2 大規模訓練を実施する場合は、当該訓練の安全を確保するため、統括安全主任者及び大規模訓練安全主任者並びに必要に応じ大規模訓練安全副主任者を置かなければならない。

3 通常訓練を実施する場合は、安全主任者及び必要に応じ安全副主任者を置かなければならない。

(指揮者の職務)

第6条 大規模訓練時における指揮者の職務は、別表1のとおりとする。

2 通常訓練時における指揮者の職務は、別表2のとおりとする。

(大規模訓練時の訓練計画)

第7条 大規模訓練を実施する場合には、訓練指揮者にあらかじめ訓練計画に、次の各号に定める事項を定め作成させなければならない。

(1) 訓練日時及び場所

(2) 訓練の種別及び目的

(3) 訓練計画作成者職(階級)氏名

(4) 訓練内容及び出動車両並びに使用資機材

(5) 訓練参加者名及び人数

(6) 指揮者名(統括訓練訓練指揮者名及び訓練指揮者名)安全主任者名(統括安全主任者名及び大規模訓練安全主任者名)及び当該訓練におけるそれぞれの任務分担

(7) 訓練における安全に関する事項

(8) その他必要な事項

2 統括訓練指揮者又は訓練指揮者は、前項に定める訓練計画の内容のうち安全管理に関する事項(以下「安全管理計画」という。)については、統括安全主任者又は安全主任者と協議し作成しなければならない。

(大規模訓練時の安全管理計画)

第8条 統括安全主任者又は大規模訓練安全主任者は、前条に定める安全管理計画に従い安全管理業務を円滑に実施するため、訓練の実施前、実施中、実施後の三段階に区分した安全管理事項を定めるとともに、必要に応じ安全点検表を作成しなければならない。

(訓練前教育)

第9条 統括訓練指揮者又は訓練指揮者は、訓練を実施する場合には訓練の内容及び方法等の説明を十分行うとともに、展示、個人指導等必要な教育を行わなければならない。

(統括訓練指揮者及び訓練指揮者の措置)

第10条 統括訓練指揮者又は訓練指揮者は、訓練時において職員を直接指揮監

督する者として、安全管理計画に十分留意し、訓練計画に沿った訓練を実施するとともに、常に訓練の実施状況を的確に把握し、職員の事故防止に努めなければならない。

(大規模訓練時の統括安全主任者等の措置)

第11条 統括安全主任者及び大規模訓練安全主任者並びに安全主任者は、第7条に基づく安全管理計画及び第8条に基づき必要に応じ作成する安全点検表に従い、当該訓練が安全確実に実施されるよう監視するとともに、改善すべき事項を認めた場合は、統括訓練指揮者又は訓練指揮者に改善措置を具申しなければならない。

2 前項において、公務災害発生の急迫した危険があるときは、職員に対し直接訓練の中止等必要な措置を講ずることができる。

(職員の職務等)

第12条 職員は、訓練を通じ厳正な規律の確保及び適切な部隊行動並びに必要な消防技術の習得に励むとともに、自己管理を基本とした責任感と相互信頼感を堅持し、訓練時の事故防止に努めなければならない。訓練時における安全管理の基本的な考えは次のとおりとする。

- (1) 警防活動時にいかなる事象に直面しても、対応できる臨機の判断力、行動力を養う。
- (2) 安全確保の基本が自己であることを認識し、常日頃から自己の体調保持に努めるとともに、体力、気力及び技術の錬成に努める。
- (3) 指揮者は、常に消防活動等の基本要領について教育指導を行い、安全保持に努める。
- (4) 資機材の諸元・性能を確実に把握し、適正な取扱操作及び取扱要領を習得する。特に新たな資機材を導入した際は、当該資機材を使用する隊員に対する教育を徹底する。
- (5) 資機材の点検整備等、維持管理について徹底する。
- (6) 事故事例は生きた教訓である。再発防止や対応要領を取得させるため、事故事例を危険予知訓練として活用する。
- (7) 災害現場で冷静な活動ができるよう、災害を想定した訓練を行う。

(水難救助訓練活動時の安全管理)

第13条 水難救助訓練時において遵守すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 訓練等の実施に際し、参加人員全員が訓練内容を把握するとともに、訓練参加者の体調をチェックする管理体制を強化する。
- (2) 使用する資機材の点検・確認を徹底すること。
- (3) 活動隊員等の安全を確保するため、安全監視員を配置すること。
- (4) 訓練場所等の安全を確保するため、警戒員を配置すること。また、必要に応じて警戒艇を配置すること。
- (5) 救命胴衣を着装していない隊員は、水際での活動を行わないこと。
- (6) 水中に入る隊員は、所定の装備を着装すること。また、訓練における要救助者要員の隊員は所定の装備を着装すること。
- (7) その他、訓練等における事故を防止するため、必要な措置を講じること。

(ロープ高所作業訓練時の安全管理)

第14条 ロープ高所作業訓練時において遵守すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 懸垂ロープは異なる二つ以上の強固な支持物に結着すること。
- (2) 懸垂ロープが切断するおそれのある箇所との接触を避けるための措置を講じること。
- (3) 懸垂ロープは2本あわせとし、場合によっては、控え綱を取ること。
- (4) 編み構造ロープを1本で使用する場合は必ず、控え綱を取ること。
- (5) 危険箇所を設定し、立ち入りを厳格に管理すること。

(実火災訓練時の安全管理)

第15条 実火災訓練時において遵守すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 濃煙熱気状態を管理し、過度な濃煙、熱気は避けること。
- (2) 建物進入隊員の健康状態を管理すること。
- (3) 呼吸器の残圧を管理すること。
- (4) 肌の露出が無いよう管理すること。
- (5) 異常事態に対処できるよう、体制を整えること。

(訓練終了後の検討)

第16条 統括訓練指揮者、訓練指揮者、統括安全主任者、安全主任者は、訓練終了後、訓練参加職員の一部又は全員の参加を求め、事後検討を行わな

ればならない。また、訓練終了後は次の事項に留意すること。

- (1) 訓練指揮者は、隊員の顔色、挙動等を観察し、隊員の健康状態を把握する。
- (2) 隊員等は、必要に応じて整理運動を実施するとともに、水分・塩分等を補給し、体調を整える。
- (3) 訓練に使用した個人装備や資機材は必ず事後点検を実施する。
- (4) 訓練内容について必ず記録するとともに、安全管理面から検討を行い、以後の訓練に活用する。
- (5) 訓練実施中に統括安全主任者等が個々の隊員に指摘した内容については、再度、全隊員に周知するなど、安全管理の徹底を図る。
- (6) 訓練実施中の負傷事例やヒヤリハット事例は、かけがえのない教訓である。その際の状況や原因を詳細に検証し、共有することにより、以後の訓練に反映させる。

(記録等)

第17条 統括訓練指揮者又は訓練指揮者は、次に掲げる訓練に関する記録を整備し、必要に応じ消防長又は所属長に報告しなければならない。

- (1) 訓練計画に関する記録（起案文）
- (2) 訓練の実施に関する記録（報告書）
- (3) 訓練中の事故に関する記録（事故報告書）
- (4) その他訓練に関する記録（報告書）

2 統括安全主任者又は安全主任者は、次に掲げる訓練の安全管理に関する記録を整備し、必要に応じ消防長又は所属長に報告しなければならない。

- (1) 安全点検表に関する記録（第1号様式）
- (2) 事後検討に関する記録（第2号様式）

附 則

この要綱は、昭和60年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1

指揮者等	職 務
統括訓練指揮者	当該訓練を統括し、訓練指揮者を指揮監督する。
訓練指揮者	統括訓練指揮者の指示を受け、当該訓練の指揮を行う。
統括安全主任者	大規模訓練安全主任者及び大規模訓練安全副主任者を指揮監督するとともに、当該訓練の安全管理について統括し、統括訓練指揮者を補佐する。
大規模訓練安全主任者	大規模訓練時における安全管理の推進者として、統括安全主任者を補助するとともに、次に掲げる事務を掌理する。 1 訓練計画における安全管理に関すること。 2 訓練場所（施設）及び使用資機材の点検に関すること。 3 訓練時の監視及び事故防止に関すること。 4 その他訓練時の安全管理に関すること。
大規模訓練安全副主任者	統括安全主任者及び大規模訓練安全主任者の指示を受け、訓練時の安全管理に関する事務を補助する。

別表 2

指揮者等	職 務
安全主任者	安全副主任者を指揮監督し、当該訓練の安全管理について統括するとともに、大規模訓練時の大規模訓練安全主任者の職務に掲げる事務を掌理する。
安全副主任者	安全主任者の指示を受け訓練時の安全管理に関する事務を補助する。

第1号様式

消 防 署						次 長	消防長
合 議	主 任	係 長	署長補佐	副署長	署 長		
訓 練 日 時	年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで						
訓 練 場 所							
訓 練 名							
点 検 者	階級・氏名						
安 全 点 検 表							
1	隊員の健康状態	良・否					
2	車両の状態	良・否					
3	搭載物品	良・否					
4	訓練資機材の状態	良・否					
5	訓練施設の状態	良・否					
6	その他						

第2号様式

消 防 署						次 長	消防長
合 議	主 任	係 長	署長補佐	副署長	署 長		
訓 練 日 時	年 月 日 (曜日) 時 分から 時 分まで						
訓 練 場 所							
訓 練 名							
記 録 者	階級・氏名						
事 後 検 討							